大和をちこち

上

松井藏書

大和物語

哥数弐百八十余首　此古板行ノ誤多シ
本ノ義異ハ多シ今ノ本ハ定家卿ノ自筆ノ本ヲ写之ト有本世
間流布也

此大和物語ハ在原滋春之 業平次男 号在次君 所作也又云花山院ノ御作ト云此両説ヲ以テ
云ハ滋春カ所作トハ不審数多有中ニ此物語ノ中ニ滋春カ辞世ノ哥入タリ
其詞云　在次君(ザイジキミ)といひける人か甲斐の国にて身まかりけるとき
けれは終にこゝにて身まかりぬと志られけれは滋春か所作と難云ゝ
一条禅閤兼良抄集ニ云ク又花山院の大和物語とかきたまへり定テ
故あることなるへし但此書滋春の所作といふ古人の説也と云へとも
かへハ破らんといへる也されは伊勢物語と業平の日記又伊勢か物かたりといへし
に准して此物語も始ハ滋春の作と後に花山院の御作にて書後のも
ちたりさまへ補ひおりしより書加へ侍るんか　此花山院ハ御り
さえかいにて此おほかりしにより侍れとも此物語のちりめに寛平法皇の御り
なの時よりの故わかしるへしかふるとうとき帝王の御
正道を眼のうつほめの事とされきさきあることを一紀と作る先
なりけれ又辞ハ花山院の御遺世の後よりかきつゝこの物語も御作なりと

九曜文庫

おしへられける口伝にも花山院の御作とも見えたるとも久しく当流の口伝ハ
用ルソ、平易ニ可讀詞花言葉也

六十五代帝　　　　　　六十三代
花山院　御諱　師貞　冷泉第一之御子　御母皇太后宮懐子　摂政太政大臣伊尹女
安和元年ニ誕生　永観二年十月十日冷泉院の御譲りをうけ御在位二年ヶ月間
寛和二年六月廿二日よトり辰給ひ花山寺にして御出家四十一ニテ崩ス
寛和二年六月廿二日に御出家東山の花山寺に住ス

題号　大和物語と云ふ事ハ
清輔袋草紙　此名目和語之由也ト云々我日本の
言葉をもてやまとことの葉によりて出ル大和物語トなれ又大和物語ハ伊
勢物語に對して云ふ説もあり可尋之
我邦をやまとといふに三ツの義あり　山跡（ヤマト）　山止（ヤマト）　山戸（ヤマト）
山跡ト云ハ舊天地始テ分レテ泥土未乾人ノ往来以山間ヲ為路ト而人跡多キ故ニ
曰山跡
山止ト云ハ天地分レテ人住居ヲ山ニ止ルト云ニテ今云
山戸ト云ハ日本紀ノ釋ニ曰大和ノ國草昧シ始メ未有ニ居舎一人民唯拠ッテ山而居ル仍テ
曰山戸

ト紀氏ノ相傳曰　ヤトハ聲ノ始リニテ陽也　矢之　陰ハ的也天地陰陽ノ二氣以テ
矢ト云人民萬物の始ルハ的ナリ矢ノ陰陽ヲ久ル所万物ノ出生ノ的ト云事也故ニ
ヤマトト云

物語　物トハ万物也字彙曰物ハ事物廣物又相度ル也
語トハ字彙曰答述也論難也又以言ヲ告人ニ云く
語ハ言語ノ陳ぶる詞也　独云ヲ言ト云二人云ヲ語ト云

亭子院ハ宇多天王之
先考オ三ノ御子也
寛平九年七月ニ位
ヲ醍醐天王ニ譲リ玉フ之
宇多御諱定省母
皇后班子二品式部
御中野親王女
伴勢ノ御ト云御字
ノ内ハ礼楽射御ノ御
ノ字ノ内もおりて其同
ヲ守ルト云雁衣ノ
詞之御トハ車ニのりて
車ノ内ニ川ヲハ
云なり
伴勢ハ家の集ニ也
い津礼の内ニ御
おにこそす所ニし
伴勢ハ宇多ノ后

亭子院ハ七条坊門北南ニアリ宇多ノ帝のミ御ニ余ノ帝も亭子院ニ住
久ミ氏名ハ礼氏ト云ハ宇多也　寛平法皇氏云

亭子院の見しくしたはおりいまさなんと
位ヲおりるなりしと思ひ前にてなり

[illegible]弘徽殿のんりし伴勢ハ
禁中ノ名ノ名之
七号四面ニ低ル中拾芥ニ有
大和守繼蔭ノ女之

御の字ハしき津之ニ雁衣義ノ詞之
のうちに津守ニ[illegible]

百変とハ百変座ヲ変と云事也云之

[illegible]百変と
百変ハ[illegible]ハ名ハ[illegible]ハ百変ハ我ニ名ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二条の皇后宮ハ
[illegible]の帝のみちくさ
ふまりて行明親
王ヲウスリト云者

昌泰癸丑年十月十四日
於仁和寺出家法諱
空理

法名序品ト云於深
山思惟佛道ニ云

良利勢吉ヲ化者
肥前ノ生ニ
肥前国藤津郡大
村ノ人ニ

[illegible]

新古今二八

源大納言清蔭
陽成院の御子二母従
号紀名贈源性奏
曹年七月三日薨

京極の門島所宇多
帝下居後院ふ
玉フテ雅明親王
載明親王ナトヲ生

本院の尼大臣時平の女穏子ト云
宇多の九門六十賀二氏賀八延長四年九月九八日ソ
のころ事ふれ賀
延喜の御門
御子左の大納言
打枝の夏之金そせ
給ふもしるし
侍従物語ふ有
ありける
京極の内島所ふ源大納言ふ有ける
拾遺ニハ業香ト後ニ
ト有女二

天喜又五年二月薨

純友王位ヲ頃ケシニテ
ヒゴキノナタ近セメノボル事
河海ニ本朝王記ヲ用ヲ
云リ

加階ヲ御階ヲノボルニ官
位ニテサレハ剋ツヽ階ヲ加ル也

彼ハ此ノ事ニ付テ
やまかも津うしまほり。西位ハ也ハ
只今ハうての使ニ申くハ事ハ文仕ラくもしと
首ヘ事ハ申しかおもりまほ。ハ。むろきれ
本ノ位五位ナレ分リ云
縣君ノ妻ニ縣君ノ除目トテ二月ニハ
定テ田舎ノ女位とすゝむソ
かく加階ハ今ハ首ヘ。いと極しうおほ
姫ノ田舎ノ京ヲ思ひやり我方の女位をいふと思ふ
元ハ此ノ。京ハ今ハ人もおほく
治定宇治ニ於テハ治定とハ同ク事ニ
やうえ御。おれ人ハ。とんど。西位ハ事ハ

公志ハ大義ハ國紀ノ男
右大弁ノ号ニ後野井ノ弁
國紀ハ光春ノ御子之

見いふ。おれ人ハ。ハ。見ハ事ハ事といふ。さて
つなりまいう。あきうんとおりふほどなり。
京のそよりおほ。近日寺不忠のあと
の女とおんもあまたる。いと思うし
口ノ加階ノ妻ハ申ハ御ハ
宮ハ遣ハしておけてこれ
まれ。ハ。ハ。月ハ。

朝忠天文五年冨月
十日九江の方にて
十二月参議後柏
右衛門督

この
人の女
女

朝忠

男女

やあり事ぞ。ゑ力ふくゞりなりきまし
比宮小配合ひたと
ど。おいしまゝ事なれ。おほとのごりり
御寝なるを
ふ事ぞ。あく事ぞ。えさしくおとりし
のゝ御りきまれ。ゑ紫の院ふかり事く
中書王のせりきこ伏ふ云やりまゝ同と事ふかくと
事なん。久しきせり其こ中ごとりの
せぐりき事。いふおぼ御なく思御ん

なぐのこまゝり事れ御也ふ
大沢御の宵
おほ御のいまれ御まゝ事なる也
あ藤ハ筆之又せりきこのせぬれ之
なふ宮うれさゞの御うれは
供職ハ恋の字ゆゞとよめやうの所ハ人なるれ
御也ふ。ゝ御ふやおとりきん。人物事ぞ
きり
りしぢのく兵部卿の文りせのそれ御也
敦固二品兵部卿
丸太のそれ

寛平才四御子之
母ハ内大臣高藤女
延長五年九月七日
薨ス

みえざりしなれ

[illegible]かはれど[illegible]
古今ニ伊勢ノ歌ノ歌ヲ書テ[illegible]
[illegible]

源大納言清蔭之
右京大夫藤原忠房
大臣原敏力[illegible]之信ノ
[illegible]真嗣男之

故源大納言の君、忠房のぬしのむすめ東の方を年ごろ思ひてすみ給ひけるを、亭子院の若宮につきたてまつりて
源大納言の忠房のむすめとす人[illegible]
亭子院の皇女[illegible]延喜皇女前ノ斎院韶子内親王配大納言清蔭配
延喜[illegible]一年[illegible]退配[illegible]

[illegible]すまずなり給ひにけり
子良ハ忠房女ノ腹ノ子也
[illegible]ありけれど子どもは[illegible]
東の方の子[illegible]延長の[illegible]に父と一所ニ住之
[illegible]
源大納言忠房のむすめの[illegible]

拾遺三
[illegible]

[illegible]

子どもあまたいでこまる住事もほどよ。

なく御りかまきまいバ。うぢりなくなりしく

千葉死者スルニ事作抄云参しこうせ給ふと

のこおりいきおりくほどよ。門の蔵人（ソラウト）にて

女蔵人

女蔵人一条君ハ神祇伯貞平親王女後撰ノ作者之

おりき夏一条の君といふきる人。臣しこ

といひなく志紙りき夏人なり事り。れ

しこ後家になりき夏といふ

く東に夏ほどにて。此ほどりなれバ。

とにかくハ一条の君なりまつらぬ之

事作抄千葉ノ四之

おやしとおり北あり江ほどよ。さぬ人

後家の四ふさいふ人さんの何ぬとおやしし之

一条の君の

の蔵江の女なんお北しりき夏と。見王

すさとは従者（ジウシヤ）ト半之下ハ清人の女ゆや

くなん

おり北さや蔵紀にし人の何あ乐

ゑおし人ハ去し人之ゑ人のかはしさにれとせめてそうてなくさめても

なりしん一条の君さんにれよ清くさんなりぬかうりめしきさん

ゑこえさん清江なりしんもの登竜

ゑなこさん家に清りしなりしんとはありいきやとこ

と御えよといひ志紙ばれ也し

本院とは中川北城川東一町右大臣時平家ト云々
時平ノ室ハ右衛門従五位棟梁女之
陽成院清和才一御子母ハ二条后高子
拾遺云大炊御門南西洞院ノ西陽成院御誕生所ト云々

なきぬを君がこゝかくかなしとて
此方にもなきんとかなしむ事ハ同じ事なるとも志のこゝろ
なきかなしなく様をも志のこゝろ
ゆくく志のぶほどなりけるとも
忍事云君がきくらんよりけるとも
いなくいなけりしかんとも
本院の北方の池おとりとのいくゝ
先も棟梁ノ女時平ノ北の方の姉
清ぼ様といふ事なり陽成院
おほつぶ様と行成の事に沙りしと云
の見しどもなりしまれ
おほつぼ様と文仕にまれ之
ぶりまればよそ
時平の北方の家ハ
時平の北方の家ハ

わきも子が様くなれば
横沢の池の玉也と見るを
かなしさ
しんその間の家に池の玉藻
とよむ也
見しとのてうわかなきまゝ
衣にれの見しとの間
物殿文とは綏子内
親王光孝天王女之母
女御班子
紹運録配陽成院
清くんの道よりおのれ
の家也此文小事なりけるを

わらぬ玉ハ夜の枕間之おほ清ほ
さ様沢の池とは池の手をとて
あらぬ夜の登こえハ登ほ見ぬ
見ぬ事に清ほ
清ほ様とは
池の玉ハ見ぬ清ほ
見しとのてうわかなきまゝ
衣にれの見しとの間
物殿文とは綏子内
親王光孝天王女之母
女御班子
又清り殿の文小
後撰にハ武蔵とあり
とたしくより
紹運録配陽成院
清くんの道よりおのれ
の家也此文小事なりけるを

まれば
清ぼ
まり

あらぬ玉ハ夜の枕間之おほ清ほ
さ様沢の池とは池の手をとて
あらぬ夜の登こえハ登ほ見ぬ
見ぬ事に清ほ
清ほ様とは
池の玉ハ見ぬ清ほ
見しとのてうわかなきまゝ
衣にれの見しとの間
物殿文とは綏子内
親王光孝天王女之母
女御班子
紹運録配陽成院
清くんの道よりおのれ
の家也此文小事なりけるを

あらぬ玉ハ夜の枕間之おほ清ほ
さ様沢の池とは池の手をとて
あらぬ夜の登こえハ登ほ見ぬ
見ぬ事に清ほ
清ほ様とは
池の玉ハ見ぬ清ほ
見しとのてうわかなきまゝ
衣にれの見しとの間
物殿文とは綏子内
親王光孝天王女之母
女御班子
又清り殿の文小
後撰にハ武蔵とあり
とたしくより
紹運録配陽成院
清くんの道よりおのれ
の家也此文小事なりけるを

まれば
清ぼ
まり

[illegible]

[illegible]に

[illegible]

久方の[illegible]月の[illegible]

[illegible]

[illegible]

良少将義方也承平六年右少将天慶三年蔵人八年中将天暦元年卒

良少将兵衛佐なりける時監の命婦

此奥ニ有之良少将ハ宗貞之

女のもとより

[illegible]良少将に[illegible]

柏木のもりの下草老ぬとも

[illegible]

身をいたつらに[illegible]

[illegible]

返し

[illegible]

かしは木のもりの下草老のよに

[illegible]

かゝるおもひはあらしとぞ思ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

貫之友則者人丸之後古今撰者也
彦太忠信命十九代孫
木道 望行 貫之
　　 有友 友則

三条右大臣 勤子延長二年正月廿二日右大臣右大将如元承平二年八月四日薨六十 十日詔贈右大臣従一位藤原朝臣定方

やよひのつごもりといひける

ことしはしのびざりけれはなのかぎりの

まつかぜにみだるゝおもひ

さくらの花のちりけるをよめる　友則　のどかなる

故式部卿のみこの三条の右のおほいまうちぎみに上

逢坂山にさねかづら 人にしられでくるよしもがな

名にしおはゞ逢坂山のさねかづら

ひとにしられでくるよしもがな

右の歌

おほかたの秋くるからにわが身こそ

かなしきものとおもひしりぬれ

二光院殿ハ説ニハ
光孝天皇　是忠親王
宗于　両説あり
王代系図載之
如何但興ノ説ニ
是忠親王ノ息ト云
ニ三見タリ

やすみかりまさゞりしそのおもかげ。

よろしねハ知る人もなし

一品式部卿本康親王一男寛平六年六月叙位下

故右京のかみ宗于の君なりけるを

ありし人さしもの官位をもたかくなりたるを嘆之

ほどなりし我身のうへなりけりなげきはべりて

おもひのまゝに給はせ侍らず。まことの心はべらず。

紀伊国より石つけてたてまつれる人

海松はつきたる物がたりにも見えたり。又は海松々の文詩好之

清正朝臣

かゝる風吹上の浜よ

右京のかみ

かさなりかゝる中よりみえ
井よりみえゝ人さ
事にかき心はかなしきまん
ともはかなくてさき
せよわかひとなし
とくかはにかとしは
まんとりふかり

かゝる風吹上の浜と紀伊の国の吹上の浜ハ紀伊の国の名所之

おもひ風を井のうちに侍るの

かたさを海辺よりそこしのよそへの

なぐさみにもあらず海の餘波と手之浪のなかうちしつ

ありけるやのなかにあるをはれいか官位をもちすゝめず

人より何よりかのころもかへりなむ

右京のかみの監の命婦に

もハ年比忌思ひてかりそめに何でのちに何かう

あはれとおもひしよりかの夜の

五文字ハ何とて人ならぬかくれ家の中

躬恒先祖不祥
秘注云行氏ノ孫
滋利ノ子ト云又甲
斐小目良高子ト
云

日本記神代上天
津彦根命是
ナ凡川内直山代
ノ直ホ祖之於云
凡川内ハ氏之真
姓之躬恒カ祖神
ト云〻延長七年任
丹波権小目淡路
掾又古今序ニ前ノ
甲斐又小目

ゆふくとかへりのみ[illegible]
かへるハ宗于の[illegible]
躬恒が院に（宇多帝なり）[illegible]
[illegible]
右京のかみのむすめ女
色ごのみなりける[illegible]

兼輔ハ勧修寺祖
良門孫利基男也
承平三年薨ス

堤の中納言（兼輔也）内の御使（勅使也）にて大内山（仁和寺ノ山也 寛平法皇おはしまし[illegible]）に院のみかどおはしましけるにまゐり給へり
ものこころぼそげにておはします
（惟高ノ小野の[illegible]）
[illegible]雲は下より
（仁和寺ハ山の[illegible]）
[illegible]見えければ

かん

志ら雲の九重ふかくすみなれし秋を

志ら雲の九重といふハ大内山といひける九重ハ都をいふ也すまれハ

くもりなき月ハ明之

おほうちやまをいでし月かげ

高光ハ此川すみそめの袖

九重の内のミ住ハ小さくて八重むらさきの山ハすまうきといふ心をよせる也

延長式曰凡天皇即位者定伊勢大神宮ノ斎王簡内親王ノ未嫁者ト定ス若シ無キ内親王ハ依世次簡諸王ノ女ヲトリ定スト云々

伊勢の国に斎宮のおはしまし

柔子内親王宇多皇女母延長帝同

まかりける津くにの中あたり執行まで

[illegible]

垂仁天王ノ此時神代ノ御殿を内ニ拘セさせらるゝハ八近ノ穏と皇女倭姫命ニより伊勢国五十鈴川の川上よりいて井ニうせまふ代々の皇女一人あるじて斎宮とよミてある也去御門院兼元二年四十六代ノ斎宮後鳥羽院皇女粛子内親王まて此事断絶ス

斎宮のよしをしらせ給ひて

皇ハ伊勢の国の名誉ノ斎宮ト云ハ大也トモ云ノ斎のいつきとよミ [illegible]

きこえしのちせのうたぞいとをかし

流れしかたきさりず渡斎宮のおはしまし

ますみの斎のこゝろかよわんいひまいらす

いほりにかゝりてひかりゐ殿上し

斎にゐまそせかりまる時よとかきちぎりそのまゝ

忍業ニ同し所ニ日し後ニ見ていひける

あくまでも花見て帰る事よ

くちをしくいふ花の散はてゝいふ也

[illegible]春ニ[illegible]花よりも[illegible]

[illegible]

いつまでとふてにとりし之

先帝の五のみこにおくれはべりて後一条の

清和天皇皇子貞平親王ノ女ヨ一条ノ君ト云之

[illegible]

先帝とは[illegible]帝
[illegible]
[illegible]

[illegible]京極の御息所の[illegible]

[illegible]

[illegible]

京極の御息所之退出之

勅負ノ[illegible]院[illegible]五言也

[illegible]

[illegible]

和田の原[illegible]

沖津[illegible]

よ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伊勢乃うみ遠く見えたのむ[illegible]忠

誰人不知

勅[illegible]源ノ正明

延平四年十二月
右中将 南院式部
以是忠親王ノ男
天[illegible]年[illegible]中将
五年[illegible]

[illegible]の中将の君よ[illegible]

正明卜申て[illegible]

時に[illegible]右京の

[illegible]

宗于之

うしよりいぞくかたらひそ。ゆしまる

よしでおこせしより書

おく家のほとゝしまとぬゆさほは

五文字ゆさけのつをいふれおさほとゆさなかんと字よいへ

夜ふてなすこしの君なし　家見きゝなすきゆなりこれほとも

見事なり　ゆえかりまた

まさぬおさほは形すこしかゆいて見ゆしされは志そしのゆいさの

ゆゝ俗は弟くらきるゆくとは布こしといふ父はまりしあまくいふ也

桂の見こ尓或紀文善之の字家附。

桂ノ御子式紀以見こ前まなり

世の文尓さらひ書家うなひなん。このふ

りさ女之

式戸以殿と字

登こ文代いと先家をしとくなひ也

事り事殿とも元志り紛いなり書り。

式戸以のうゆひかゆと志らぬ之

ほ主殿のと紀ゆりき家代。紀ゆるら

元をと代ゆらいるのこまりせ家紙ゆ。紀

だ之の軸よほるをそらんそ。清こ家

わざこしとよむ元清濁二院女ひらいの製束の名をいふ也

此院ぜさほとそ。ゆしさせ家紙

源大納言の君は、清蔭人

まいりぎ。ぎりし。兼澄む時は、ゆり

曹子、清蔭の男女共

前に見れば、契の具とて、こよさせしるゆり

きり。おしこ人おそ。と給ふ。清蔭の子と代

人おそ清蔭の子とこと見えし

清蔭と、いとをかし。ゆしのもひ給はり。清蔭ぐ

母ぞ。なしこ。又、このむ給はん。

そこの無礼むすめとゆわつこと

いふかと見えし

ゆ。ま。ゆ。ぞ。夏。ゆや清こと、ひ。を有り。

かしき人もあらと前の関とうけてゆえ

母ぞ。ぞ。おし。り。事。り。又、は。ぞ。

の。を。と。よ。ぐ。こ。と。ゆ。人。ゆ。り。事。り。提。也。も

清蔭の男女共

物の義。事。り。て。は。ん。お。し。こ。人。な。り

事。利。こ。殿。記。ヨメリ。ん。清。ど。ひ。を。と。給。清。の

かたぐいたかこせたりまゐ。かくのこまかく

ぬすのあてごこんりいてきはれば

前ゝよりあるかんたうれ

のゞ殿も宣抵かきぶれぬ是ご落也

ぬれ衣とはかきぬとかゝすこ衣いかくワ中のすと

せよいうゝ程ませとのうれ女れかあれのてしますまん

ゆ先のしきりし秀まんが泣りは

うきりはぬれ二房にときぬとひすはゆうましとこ

おめのりと面ましませてぬれ衣とうれ

清こえの中納言の君。十二の兄二十母御息

兼輔也

延喜皇子弾正尹章明親王之ま母ハ

兼輔女桑子ゆゑ

和と。内よ本りまゐ。れがどいいぐ

後ニ十二の兄子とうじがそのほどあ之

ワしすめなれはあののすまな子

紀のくんゆれまゐ

ぬれきぬとは無実のすとりんん子ま継母のぬれきぬ候きをしかすかこれ之

御門はのゞ字まゐを清ぶしうほうさちにしはてくそそのほりあふと記ゆまはぬりんれ之

かぼし先帝んはまど。いとくしこくおも

畏ゆんかこまるんくかくうゝ也

ひなぎき行ゆり。扨凡しどおよこ當ませ

ま清り行まゐ

はかりきて義れとりんは結句ゆおまくなるんなる明之妙之為之

人のおもれこそ海はやそ小海ゆ孫ぞも

子代おりふる此よさしとなぬ親ゆ

先帝いと衰小かほしめしきりまゐ。れ

延喜の御門之

平仲（ヘイヂウ）　平良文ノ孫
仲仍号ニ平仲ト云
中將平ノ好風ノ子ニ
好風ハ中務ノ親王
之孫茂世王ノ子

平中（ヘイヂウ）　むかしの子ハ　男ニ女ニ　海ほとりに
周防の御古今後者或説京ニ子女ト云々

ゆかりありけり。　返事をいかにせんと思

宮ちかき所にすみけるを、中絶してのちにそなたにわたりけるに、しばしありて、
津国のおきなるそこひにこそ
思ふ物とつゆばかりなりけれ

女返し

志ありけれどこの分津にわたりおきてあるそこひにこそ
おきゆくこゑのすくなくなるとかんへてよしと

陽成院の一条にすみ給ける君

いとうるはしきなる人を娶りしかどもそなたにまかりかよひけれど男よりけてはよろしからぬ
奥山に女こそ
その方の所にしるしをしてさしかれたりけるを見給ひて
天津風さしなびくなるさけの梅さき也
あらしを
返事の詞にそはれたりけれ
奥山のしらくもの二尋
数きとりけん奥山のしらくもの二尋
思ひ出れてもいはれけり

先帝の清涼殿の御前に紙の書しを
見給ひて
作所和歌

文衣ト云ハ御門ニ近キヲ
ヲ書ル物ヲ役ノ
女トリ云

陽成院にありき夏坂上（サカノウヘ）ととこちといふ
誰尾石和

かとこ。なのじゐんにありき夏女。さりす

まよかりひ。ゆかばうさりうちにてえありぬゆとこ
ありとそゆかばゆかばゆ

庶とりふちのもつまこひしてはくらのなれは姫のゆとゆる
ゆきゆらくいくらん志るしわづとや
庶見ひつこくしぎさきさりまて様なはくしくりなる
しきさきさりは姫の肥の草葉のゆきゆ見葉まはひつこくは
志ぎきさりは様ばなりん
庶見さりうちはゆましとしるこ

右京のうえむ[illegible]の春こらう（サウラウ）にゆ

たりきる人。ゆくゆ。かやゆ也たら
わらゆ也かくまれ。ゆのむしん
勘事はらわらや
る人ゆんと事。人の國人ゆき事ゆ。
かりひ夏ゆ也ぞらのりと人よこぞかこ
せるりたり
深山ゆりと人ゆ未草の枝とわけなしてりと来りら
ほのしらぬとすると枝わとゆる
志ほりして也くまぞなれどうり様先
こうよいふ枝わは志人あるこをゆけてゆくなれと也之の

だくやしと云ゆ時は
物實之物様とくこ
さん
孟子曰博奕好飲食不顧父母養
二ノ不孝之
一説人は名しそこ
とよむゾ手附は
借狼れ佛名を称
ひて賊奕以下三
室に借狼して尋
常の人にいとひう
と母ゆ物ひ給れは
先といしで足の
むりしてこれとし
豪家後説に志て
人は父母に疵ろ
くんなさ爲る四
としゆるこ

中奥昌泰元年
菅人遠流二年大
内記也年任近江等
後に薨権化

貞元親王清和才
三母長房僧仲統女
三ノ御子從五位下
源兼信貞元親王
三男童之ヵ父之

同じかなりの。三代のくわ家。ん院の
閑院貞元親王之三ノ御子ハ源兼信之
三の君こたい女よゆりまる人。ん家ぼかと云
とて家ハ御三まり。其のじ事先ぜ且ハ
おこせまりまま親
三代のくのゆぐちのいるたん家ぼかハ
女と鬼といふす伴れりもあり後にハ人の鬼あるなこと家にてよむか
きくにまかしとか後と此ハ我に元させまくいふ詞とのこしていふか
おみこまり抜りとまくハ月とか

ゆゑ。云ぞり事り。かく家其のじ事先ぜ
元んとゆゑ其抜ぐ。おやまさいくなん
若之
親の四まわいつまそ也子ハ口くおりふ事之
ゆゑ。いまさるこうんかりみそいる義ハ
嫁するよかん比之
とのこ助字之
京みいくとそ。やまぶ紀り 伴き家
左今ハ蛙なく井まの山傳ちるよまりたのさうるよゆゑまし ゆゑといふ詞とれて
なぶり事ぞりや事ぞかゆゑ
たまとくはしすのさうりとりゆゑ口れよ太り元させぬいその内り
さうり見るしとんかりぐ中くハ井まの山傳の花よかくゆゑ
みぞのやまぶさうし家めちしも
やりてなさとゆゑ
しの字助字之

かりしかぞ。是まいらぬかりにさ。たまれ

さそ毎日始り津にしてくれる始めこ

取ぬ。毎いかりしものし紛つると思はれ

ぞ。答しこ

[illegible]

君をかりふかりなとそそ[illegible]と始いことくに[illegible]

かりたとえかりひ[illegible]家にて[illegible]

こよひの[illegible]

かりなきたえ下の[illegible]

批把殿より。[illegible]こが[illegible]かし[illegible]

左大臣仲平之昭宣公男

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

基俊ハ兼守ノ神

柏ハ[illegible]

袖中抄ニ云兼守ノ神トハ樹神也扱兼と守ノ神とえかし[illegible]

[illegible]

[illegible]

毎まり年毎。いくかなしこれを
いりの世と世にもれば。津かれのうしこ
なりてもり毎にさて毎にまれ御りまれ。女
しの津のじまやしまれ御びし
後松口偽ニ云むまやくとゝいまやくとゝいふ変之所の内ハ明之
きこれ世なりしくなりぜしかまる
かくよこぞなれ毎にまれ。いくかの大七のまえ
かくいふ毎度
童敵上とておこなるを祝まするまえ

禁秘抄云近代童
敵上希代稀之云々
蓋人和諸誠天王
代私仁年中始テ
玉之形織原抄
拾芥抄ニ云々

上しこ。久七世いたまるとかうしし毎。
元服之叙爵と見て見下れり
くらうど人どもの津かれ
クラウド
古ハ他所よハ金すくなく奥加ら
貢せし変なれハこゝ女先ノ例之
りまる毎。おやの世見かいくよなれ御りまれ
イニかく
親のりとゝいふ御はおや見ちのくの将軍出れしおやのりとゝいふ
夜武祝御文。宇せ紛ぎまれ御。きゆう
敦芳文親王延長八年二月廿九日薨
紀の津こまり。たなのさりけなれ御り
まれ。津りこの中納言のまえ紛ぎまれ

行勝相似ニ花ちる見人をおくれにおもひよりハ清れとさゝへこゝろえかたしよのなかや

はなさかぬ ほどぞまちけん 山さくら

すこしのうちにおこるをまちしに人の命ははかなくすれは山桜ハちりそめことも

ちるをまち ひさし 物もなし

咲ぬれは さその桜ハちりそめるをまちこのこゝろ人のゆゑ

宋之問カ
年々歳々花相似
歳々年々人不同

三条の右おほいとのゝ御歌

としごとの 春にかはらぬ 咲ぬべし

五条家春毎のとりふ同じ人は明之

まことに われこそ かはりのまなりけれ

前の段武蔵ノ守也

おもひしゝ木のましらね 在世ノ時之

前の段おもくなりのまゝあれはいにしへの事也

附亭子院文

七条の后の崩之を亭子院にて候ひし也

春このうちまきり この木の風にさく花

みかきりの 花の出家ともなし

本りの宗勝 御出家後 亭子院の流とさそ

式部卿ノ宮ノ亭子院ノ後亭子院と号ス也

いてゆかれなりし 池のいとうさゆか

時のうつりにけりし

池の鏡に いはれにける 見る人

池の鏡とはその面といふ池はむかしも今も見る同じ鏡なれと武部卿の

八月十五夜 (ハツキ)

月見のあそび

八月十五夜 (ハツキ)

月見のあそび

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉ヒ威儀ヲ備

ヘ玉フ之

監命婦報告の威儀

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉フ之

章明親王

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉フ之

元正の儀

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉フ之

又おほやけ

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉フ之

凡この

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉フ之

又おほやけ

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉フ之

凡この

元正ノ辰時ニ天王大教殿ニ行幸アルソ

祥臣拝シ奉ル事ヲ

朝拝ニ朝賀ニ之

祝公事根源ニ有

威儀ノ令始ハ朝

拝ニ初ル元威儀ヲ備

ヘ玉フ之

宇奈比売の祝詞

於教会本宮ハ

西京土御門北木辻ノ東北小路當

寛平の比門前町の後ろや

東洞院法皇御所刑部卿源湛宅
云々式部云西ノ京
宇多小路従此小路
當町尻東行ニ

是忠親王ノ子是達之

君が[illegible]こゝに[illegible]まゐりけるに[illegible]

かくしも[illegible]。右京のかみ宗于

宗于ハ是忠親王ノ息也

春[illegible]されどこゝに[illegible]見ゆる[illegible]

[illegible]

すこし[illegible]の[illegible]ちられ[illegible]

こと人の見[illegible]

季縄ハ右少将従五位上鹿嶋ノ名人之男ニ交野少将真作之末藤原ノ千乗ノ男

季縄の少将のむすめ右近、故后の宮に[illegible]

右近ハ拾遺ノ作者也

穏子之昭宣公女

に[illegible]。故権中納言[illegible]

敦忠ハ時平公息也天慶六年三月七日薨三十七

おはし[illegible]の[illegible]

ささいのことよ[illegible]也

[illegible]星よ[illegible]

星ならずすこしもある也

中納言の衣を星ハ[illegible]也

[illegible]内[illegible]の人[illegible]

禁中にて[illegible]人の衣をかへ人[illegible]也

来るよひに[illegible]

中納言ハ禁中ヘ[illegible]

[illegible]

[illegible]人の[illegible]也

職原抄之職人所ノ下ニ云四位侍臣ノ中殊撰其人ヲ為頭

桃園宰相
新運録云源保光
号桃園中納言代
明親王男母定方女
於遺云桃園一条ノ
北大宮ノ西世号寺南
保光宅トゝク

鷹神天王ノ時漢土ノ
馬ヲ献ズル例ニ依テ
牧ト云ヨリ出ヨキ
馬数多生ス故多馬ヲ
云ヒシ後ニ但馬ト書キ
改メタリ

なせよりかれしやうりてそれかありかれはれやいなよ浮けるを
いつしか眺めつゝ行に住そよ
抑かの山のほとくおほかれも断絶せしを見捨のいうを
ほれきは断絶しやすきとなのかれしかくいうを
なしかれ来しまりけん

おもかけに紀伊国よ吹給ける
女

紀伊国よ年のたれとなれは[illegible]よ人しもうこめうそそ
その子よ雑賀のこほりよ西に入たり
おてうあう木之下のおの女となりたるかなるにしほのをうすかれ
さむきはおうまうしと出せよく[illegible]かれし家を捨てくふう
川の沙あらしも[illegible]

ぬし

上の句とつけてよむ也
きのふこそ波にはよこ来つる
外あるくのぶく衆とくりしとおもゝてゆきし汎のこともことくかへ下やおり
そうきことは衆のうちに見えし前の回よりさぬをそりよ心すゆく
君かの来る秋の紀ぞかし思
ある衆しくよむ也

詠人不知

陸奥のしのぶもちずりの新敷(?)
陸奥の君内通気
藤原貞行女之トモ
後選ノ佗あるく

身のなくさみ利もなきとたゝ人なく
我と身をさまるりなはしかり

わびぬれば跡之

[illegible]

如川院に[illegible]

陽成院[illegible]

[illegible]

目にも見[illegible]

元良親王は陽成院第一皇子なり母は主殿頭遠長女三品兵部卿天慶六年七月薨五十四歳

おぼし女に夜毎紛れて[illegible]

しのびて[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三条の右大臣定方は延喜六年三月左中将九年四月参議中将なり

三条のおとゞは中将にてまします時

定方也

祭の使は公事根源云未の日中の上の陳に参て六府をかぞへ[illegible]の使と称す

当日の使は近衛中将なりけり

加茂祭四月中ノ酉ノ日也

賀茂の祭の使に[illegible]

使として[illegible]と女に[illegible]

かよひける女の[illegible]

[illegible]

故権中納言敦忠之

[illegible]

雅子内親王ハ
皇女とうけゆいて
春文と定変く
延長式あり

[illegible]

敦忠ハ

ここに私ども、おなじ中納言春文の兄ことを
雅子内親王ハ延喜皇女

比ものがたり行て、まことに私ども
し事なほ[illegible]
よりひ[illegible]
おれこそおりい行[illegible]

兼平二年十二月廿日ト定国六年
母喪ニテ退配スト云々

いふ[illegible]口[illegible]
和ガ[illegible]

[illegible]

[illegible]

代明親王ハ延喜ノ
皇子三品中務卿
庄子女王ノ保光
[illegible]

[illegible]

故中務卿の[illegible]
三条右大臣定方女ハ 服忌令云書ノ服九十日暇九日ト云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

北の方出くてはなりましたれども

[illegible]

九君とや[illegible]

三条太大臣定方女之　太大将済時ノ母之

[illegible]

兄弟とはいひ[illegible]九ノ君とまゐらせしとも

[illegible]

[illegible]

小一条左大臣師尹ト云　貞信公ノ男

[illegible]

九ノ君之

[illegible]

中務之[illegible]

[illegible]

太大臣殿ノ又本の中務の文ハ[illegible]中務ノ文之

[illegible]

御具所勘云ハ御能子

三条太大臣女之九ノ君ノ

姉ナルヘシ

九ノ君のおもひ之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

とかこいしちかへ見まよいぞ

れなんゆりまゐ。れ西しあまぶ本(ホン)かなし

(俗本ノ筆法之)

とゆり。家くて九の君。侍従のまゐ

(左衛門督師平之)

ゆりせ奉りのまゐ。おなじ海れ是

所を。文おかしまゐ。ゆゑなりに家れ。尼(ヒダン)

(姉子女郷に或ハ此ニ文手をされてのちと)

のおれぐの右衛門督かかしまゐ比。れ

(小地宮左大臣實利(コリ)号清慎公侍従の君とは兄弟之)

又奉り紛家り。侍君。まこ。ゆゑれ紛

(れ是ハ又清慎公のみをとよいたし)

(九ノ君をさす乳)

ひぬゆゑまゐ。おとゞれ是所り

(侍従の君の定方のむこよはられしとうらやましてよむ)

浪のうわ家くれ。拾ゆゑ。れ。ゆゑの

(五条宮ハれ是ハ小ゆゑてゑ。ゆゑのれやはいろ。ゆゑ。ゆゑ)

(志ゆゑとれ。ワれはゆゑ侍従のむこよはられしいうらやましさ)

うらやまし。ゆゑ。おし。ゆゑ。

(ワれはおはし定方の聟よはりそれ是ハとおいゆゑとと)

(れ是ハと九ノ君ハ兄弟之比方ハ海の後をしよむ)

おほまゐおかゆゑ。のまゐのうこう。せ弱。れ。

(貞信公之延長八年九月廿日桜政兼平六年八月右政大臣号忠平)

その月ゆゑ。れ。れ。のゆゑ。

(貞信公氏方寛平ノ皇女モアリ能有左大臣ノ女モアリ次ハ此ニ左のかくの御母菅原の君とし寛平皇女ゆゑれ。ゆゑ能有のむすめ。ゆゑ)

おほかたの月のおもしろきまゝに
ちかひてしことのはかりのいつはりは
なにかはとはむ身をそうらむる

朗詠ニ
南楼翫月人月
与燭明身何去
此やうにや

かくれなき月をたのみて[illegible]
ゆきて人のおもひけるもの見てもおもひね明之
[illegible]

おもひやる[illegible]のたちかへるかな
貞信公之

寛平ノ皇女順子母ハ小野ノ美古(右)大臣實ハ[illegible]之母ハ寛平ノ皇女之順子ト云
貴[illegible]桐ノ女ト云御母
[illegible]
すう[illegible]
や

のどかなるはるのたちかへりまつらむ
[illegible]貞信公[illegible]

貞信公昌泰二年
正月廿八日参儀
二十云々

たえぬへき亭子のとのゝかど[illegible]

かれせぬ[illegible]
寛平の皇女[illegible]貞信公ハ寛平の
[illegible]

[illegible]

ゆくすゑの[illegible]院のかれせぬ
七条后宮温子寛平之后昭宣公之女貞信公ノ姉之
寛平院れとうとら[illegible]

[illegible]

おぐら山こゝ[illegible]の[illegible]ごて[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大井の行幸ハ延長四年八月とかや

大[illegible]の行幸[illegible]